

八街市まちひと・しごと創生地方人口ビジョンおよび総合戦略を策定しました

市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョンおよび総合戦略を策定しました。

今後、地方人口ビジョンに掲げる目標人口として、2060年に46000人を維持することを指して、総合戦略に基づく様々な施策を行い、少子高齢化・人口減少社会に対応したまちづくりを目指します。

地方人口ビジョンおよび総合戦略は、市役所公文書公開コーナー・図書館、市ホームページで閲覧できます。

企画課
☎443-1114

八街市さわやかな環境づくり条例を守り清潔で美しいまちをつくりましょう

最近、ごみのポイ捨てや飼犬のふんの放置に関する苦情が多く寄せられています。

空き缶や吸い殻などのポイ捨てや飼犬のふんを放置することは、条例により禁止されています。

条例に違反した場合は2万円以下の罰金に処せられます。

また、歩きながらの喫煙は大変危険なのでやめましょう。

条例やマナーを守り、みんなが住みよい環境をつくりましょう。

クリーンセンター
☎443-6937

認知症高齢者などをかかえる家族交流会を開催

家族交流会を開催

認知症の知識や介護技術だけでなく、精神面も含めた介護者支援として、交流会を開きます。

日頃の介護の悩みや負担に感じていることを話し、気持ちを軽くしてみませんか？

認知症の人を介護する介

護者

時 3月17日(木)

午後1時30分～

場 総合保健福祉センター

定 15人(申込順)

申 地域包括支援センター

☎443-1207

使用済み植物性食用油の収集をクリーンセンター！老人福祉センター・南部老人憩いの家でも行います

毎月第2水曜日に、市役所環境課、中央公民館、スポーツプラザで実施していただきます。使用済み植物性食用油の収集を、4月からクリーンセンター、老人福祉センター、南部老人憩いの家でも行います。ペットボトルに入れてお持ちください。

収集日
毎月第2水曜日
※4月13日(水)から開始
収集場所および時間

- ・環境課 午前8時30分～午後5時15分
- ・中央公民館 午前9時～午後5時
- ・スポーツプラザ 午前9時～午後5時
- ・クリーンセンター (搬入時に油があることをお伝えください)
午前9時～正午
- ・老人福祉センター 午後1時～午後4時30分
- ・南部老人憩いの家 午前9時～午後5時

収集対象
・植物性食用油
・動物性・事業用油脂は収集できません

お問い合わせ
クリーンセンター
☎443-6937

3月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		③⑧		②		
6	7	8	9	10	11	12
			⑦⑤			
13	14	15	16	17	18	19
			②⑧		④⑤	
20	21	22	23	24	25	26
		③④		②⑪		
27	28	29	30	31		
		④⑤	③⑧⑨			

①八街駅南口
②ランドローム東吉田店
③イオン八街店
④コメリ八街中央店
⑤カスミ朝日店
⑥スリーエフ八街富山店
⑦上砂農村広場
⑧文違コミュニティセンター
⑨南部老人憩いの家
⑩一区コミュニティセンター
⑪富山コミュニティセンター
⑫泉台区民センター

※午前・午前10時～11時30分
※諸事情により開設できない場合もあります。

☎八街幹部交番 443-1110

午後・午後2時～3時30分
お問い合わせ

春季全国火災予防運動 3月1日～7日

「無防備な心に 火災がかくれんぼ」

この運動は、火災が発生しやすい春季に当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることや、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施されています。

【放火されない環境を整備しましょう】

平成27年中の佐倉市、八街市および酒々井町で発生した火災件数は77件で、出火原因の第1位は依然として「放火及び放火の疑い」です。

放火火災の発生は夜間から明け方にかけて特に多く発生していると思われがちですが、昼間にも発生するケースも少なくありません。

町内会、自治会、事業所などが一体となって協力体制を確立し、放火されにくい地域環境をつくりましょう。

4つの対策

- ◆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◆寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ◆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ◆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【住宅用火災警報器の設置は義務付けられています】

住宅用火災警報器は、古くなる電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

消防組合では、住宅用火災警報器が設置済みの世帯に住宅用火災警報器設置済シールを配付しています。

配付窓口は、消防本部予防課またはお近くの各消防署および出張所です。

配付する際には、設置状況などアンケートを実施しますのでご協力ください。

☎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部予防課 481-1217

【住宅防火のちを守る 7つのポイント】

3つの習慣

- ◆寝たばこは、絶対やめる。
- ◆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ◆ガスこんろなどのそばを

記号の見方

- 時 日時
- 場 会場
- 内 内容
- 対 対象
- 定 定員
- 費 参加費
- 申 申し込み
- 切 締め切り
- 持 持ち物
- 問 問い合わせ

☎444-0815